



住居確保給付金（転居費用補助） のしおり



座間市

住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一世帯に属する者の死亡又は離職・廃業・やむを得ない休業等により、経済的に困窮している方を対象として、家計改善支援事業における家計に関する相談支援において、転居に伴い家賃額やその他の支出が削減されることで家計全体の支出の削減が見込まれ、その費用の捻出が困難であると認められた場合に、転居費用相当分の給付金を支給することで、家計の改善に向けた支援を行います。

転居費用補助を受けるには、次の要件があります

申請時に以下の①～⑦のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一世帯に属する者の死亡、又は申請者が同一世帯に属する者の離職、休業等及び死別等により収入が著しく減少し、住居喪失又は住居喪失の恐れがある。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である。
- ③ 申請日の属する月において、世帯の主たる生計維持者であった。
- ④ 申請する月の、世帯収入額が次の表の収入基準額以下である。
(収入には、公的給付等を含みます)

表1

世帯人数	基準額 (A)	家賃額 (B)	収入基準額 (A+B)
1人	9.2万円	1人世帯 4.1万円、	13.3万円 (上限)
2人	13.9万円	2人世帯 4.9万円、	18.8万円 (上限)
3人	17.2万円	3～5人世帯5.3万円	22.5万円 (上限)
4人	21.4万円	(上限額以下の場合は	26.7万円 (上限)
5人	25.5万円	実家賃の額)	30.8万円 (上限)

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

表2

世帯人数	金融資産
1人	55.2万円
2人	83.4万円
3人	100万円
4人	100万円
5人	100万円

- ⑥ 自治体が発行する類似する支援を受けていないこと。
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

転居費用補助の対象経費・支給額

◆ 対象経費

表3

支給対象になる経費	支給対象にならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・ハウスクリーニングなどの原状回復費 (転居前の住宅に係る費用を含む) ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に払う家賃(前家賃) ・家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費

◆ 支給額

実際に転居に要する費用のうち表3の支給対象となる経費を支給します。
(支給額には上限があります)

座間市の場合

支給額：下記を上限として、転居に要する費用(その内対象となる経費分)を支給
 21.2万円(1人世帯) 22.8万円(2人世帯) 24.8万円(3人世帯)
 26.4万円(4人世帯) 28.0万円(5-6人世帯) 29.6万円(7人以上の世帯)
 ※支給額は自治体により異なることがあります。

支給方法：大家等へ代理納付

初期費用の自己負担分・対象外経費などが必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等の「初期費用」が必要となります。

「初期費用」のうち自己負担分や支給対象とならない経費(上記表3参照)の対応が困難な方、また生活費などでお困りの方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金」を活用できる場合があります。

詳細は、転居先の社会福祉協議会へお問い合わせください。

転居費用補助の申請をするために必要なもの

- ① 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（則様式第1号の2（様式1－1））
- ② 住宅確保給付金申請時確認書（様式1－2A）
- ③ 入居住宅に関する状況通知書（様式2－2）
- ④ 本人確認書類
（運転免許証、個人番号カード、一般旅券、健康保険証、住民票の写し等）
- ⑤ 収入減関係書類
世帯収入額が、2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
- ⑥ 離職等関係書類
離職等後2年以内の者である場合は確認できる書類の写し（雇用保険受給資格者証等、離職票、給与振込があった通帳の写しなど）
※やむを得ない事情で30日以上求職活動が困難であった場合は、その期間を加算（上限4年）医師の証明書その他当該事情を証明することができる書類の写し
※給与及び、収入を得る機会が休業等で個人の都合によらず減少した場合は、離職や廃業と同程度の状況であることが確認できる書類の写しが必要です。
（労働契約書類、勤務シフト表等）
- ⑦ 収入関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し（給料明細、雇用保険受給資格者証、年金手帳等）
- ⑧ 金融資産関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の親族の金融機関の通帳等の写し
- ⑨ 住居確保給付金要転居証明書（家計改善支援事業で作成）
- ⑩ 転居に要する費用の分かる書類（引っ越し費用等の補助を希望する場合のみ）
- ⑪ 居住維持費用関係書類（持家の場合のみ）
固定資産税、火災保険料等の月額が確認できる書類の写し

転居費用補助の申請から決定まで

- ◆ 生活上の相談や住まいに関する相談を行います。
 - 相談者が転居費用補助の支給を要すると判断される場合又は支給要件に該当すると考えられる場合には、相談者に対し転居費用補助の趣旨、概要等を説明します。
 - 相談者が転居費用補助の申請を希望する場合は、支給要件、手続の流れ等を説明します。
- ◆ 自立相談支援及び家計改善支援を実施します。
 - 転居費用補助の支給を受けようとする者を、本人の同意を得た上で、家計改善支援事業実施者である座間市社会福祉協議会につなぎ、支給申請者に対し家計改善支援事業による支援を実施し、支給要件が支給申請者に認められるかを確認します。家計改善支援により、転居が必要と認められた場合は「住居確保給付金用転居証明書」が交付されます。
- ◆ 転居費用補助の支給申請
 - 支給申請者は、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」（則様式第1号の2（様式1-1））を提出します。
 - 「住居確保給付金用転居証明書」など必要書類を添えて、申請書を地域福祉課自立サポート係に提出します。
 - 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。
 - 転居費用補助の支給開始までの生活費が必要な方は、市町村社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金等の借入れ申込みを行うことができます。
- ◆ 入居予定住宅の確保
 - 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。
 - 転居費用補助の対象とならない費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。
 - 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ **転居費用補助の確認書類の提出**

- ・不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、地域福祉課自立サポート係に提出してください。

◆ **転居費用補助の審査**

- ・審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- ・受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に転居費用補助の不支給の決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- ・「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」が交付されます。

◆ **総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み**

- ・初期費用のうち自己負担分や支給対象とならない経費を用意することが困難な方は、市町村社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れ申込みが可能です。
- ・生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

◆ **賃貸借契約の締結**

- ・「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- ・転居費用補助や総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため転居費用補助対象者については全て停止条件付きの契約とされている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- ・総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを市町村社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 転居費用補助支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を地域福祉課自立サポート係に提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「住居確保報告書」が交付されます。
- 住宅を確保している不動産業者等へ「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 転居費用補助は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について市町村社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを市町村社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

支給決定に当たる注意点

転居に要する費用（初期費用、家財の運搬費用等）が決定通知書に記載の支給額を超える場合、差額は受給者の負担になります。

転居に要する費用の実際の支出額が該当支給額を下回った場合、受給者から差額の返還を求めます。

支給後に転居を終えたら

受給者は住宅入居日から7日以内に、住居確保報告書に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写しと新住所における住民票の写しを添付して地域福祉課自立サポート係に提出して下さい。

初期費用のほかに転居を要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書等を提出している場合や初期費用を受給者本人の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収書等）も添付して下さい。

支給額が追加できる場合があります

領収書等を確認し、実際の支給額が転居費用補助の支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費内であり、地域福祉課自立サポート係が妥当と認めた範囲内であれば追加で支給できる場合があります。

その際は住居確保給付金変更支給申請書の提出が必要です。

一度、地域福祉課自立サポート係にご相談ください。

転居費用補助の再支給について

転居費用補助の受給後に、受給者と同一世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同一世帯に属する者の離職、休業など（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少し、支給要件をみたす方は、再度支給を受けることができます。

ただし、受給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している必要があります。

転居費用補助を徴収する場合があります

住居確保給付金（転居費用補助）の受給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を徴収します。



お問い合わせ先
座間市福祉部地域福祉課

自立サポート係

TEL : 046-252-8566（直通）

FAX : 046-252-7043